

# 告示

## 埼玉県告示第八百七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

### 一 監督処分をした年月日

平成三十年七月三十一日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名（開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、事務所の別並びに登録番号

名称	所在地	開設者の氏名	事務所の別	登録番号
古川一級建築士事務所	埼玉県鴻巣市中井二百八十七	古川正	一級建築士事務所	埼玉県知事登録（八）第一〇三七号

### 三 処分の内容

建築士事務所の閉鎖四月（平成三十年九月一日から四月）

### 四 処分の原因となった事実

建築士事務所の管理建築士が建築士法第十条第一項の規定による処分を受けたため